

令和3年1月8日

山口県経営者協会 御中

山口労働局雇用環境・均等室  
労働基準部

業務改善助成金の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金ですが、令和2年12月15日に閣議決定された令和2年度第3次補正予算案では、本助成金をより一層活用いただけるよう、現行の30円コースに加え、低額の20円コースを新設することとしています（※）。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、本助成金について別添リーフレットを御活用いただき、相談窓口への設置や開催行事での配布、広報紙（誌）やホームページへの掲載等、傘下企業の皆様に対する周知に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おって、リーフレットの追加送付や電子データの送信を希望される場合は、担当までお申し付けください（広報原稿の作成も承ります）。

※令和2年度第3次補正予算案で措置された部分については、同補正予算の成立が前提となります。

【担当：鈴木】

TEL：083-995-0390（内線403）

FAX：083-995-0389

E-mail：suzuki-ai@mhlw.go.jp